て行う指定介護予防支援(同条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の提供を受ける利用者数(基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合

- (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上60未満である場合
- (3) 居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合
- 2 (4)については、要介護状態区分が経過的要介護(要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)附則第2条に規定する経過的要介護をいう。)である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、 特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相 当する単位数を所定単位数に加算する。

て行う指定介護予防支援(同条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の提供を受ける利用者数(基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上の場合において、40未満の部分について算定する。

- (2) 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上60未満の場合において、40以上の部分について算定する。
- (3) 居宅介護支援費(皿) 取扱件数が60以上である場合において、40以上の部分について算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、 特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相 当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働 大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業

- 29 -

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。
- 6 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機 能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活 介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型特定施設 入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅 介護支援費は、算定しない。

口 初回加算

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。また、初回加算(II)を算定している場合は、初回加算(I)は、算定しない。

(1) 初回加算(I)250単位(2) 初回加算(II)600単位ハ 特定事業所加算500単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定 単位数を加算する。 の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。
- 7 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機 能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活 介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型特定施設 入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅 介護支援費は、算定しない。

口 初回加算

300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法 第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する 利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位 数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 (1) 特定事業所加算(I)
 500単位

 (2) 特定事業所加算(II)
 300単位

二 医療連携加算

150単位

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は 診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の 当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者 1 人につ

き1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

ホ 退院・退所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合には、当該基準 に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、 初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

(1) 退院·退所加算(I)

400単位 600単位

(2) 退院・退所加算(II)

150単位

へ 認知症加算 注 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認め られることから介護を必要とする認知症(法第8条第16項に規定 する認知症をいう。)の利用者に対して指定居宅介護支援を行っ た場合には、1月につき所定単位数を加算する。

ト 独居高齢者加算

150単位

注 独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1 月につき所定単位数を加算する。

チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働 省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第6 2条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開 始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機 能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所(指 定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多 機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成 等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合 において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当 該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算 定している場合は、算定しない。

〇 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)(抄)

(変更点は下線部)

現行		改正案	
別表		別表	
加衣 指定施設サービス等介護給付費単位数表	!	指定施設サービス等介護給付費単位数表	
1 介護福祉施設サービス		1 介護福祉施設サービス	
		イ 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)		(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 介護福祉施設サービス費		(-) 介護福祉施設サービス費	
A -+- t t t		a 介護福祉施設サービス費(I)	
	577単位	i 要介護 1	589単位
<u>i 要介護 1</u> ii 要介護 2	648単位	ii 要介護 2	660単位
	718単位	iii 要介護 3	730単位
iii 要介護 3	789単位	iv 要介護 4	801単位
iv 要介護 4	859単位	v 要介護 5	871単位
<u>v 要介護5</u> b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	<u> </u>	b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
	639単位	i 要介護 1	651単位
<u>i 要介護 1</u>	710単位	ii 要介護 2	722単位
ii 要介護 2	780単位	iii 要介護 3	792単位
iii 要介護 3	851単位	iv 要介護 4	863単位
iv 要介護 4	921単位	v 要介護 5	933単位
v 要介護 5	321年位	(二) 小規模介護福祉施設サービス費	
(二) 小規模介護福祉施設サービス費		a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	741単位	i 要介護 1	753単位
<u>i 要介護 1</u>	808単位	ii 要介護 2	820単位
ii 要介護 2		iii 要介護3	888単位
iii 要介護 3	943単位	iv 要介護 4	955単位
iv 要介護 4	1,010単位	v 要介護5	1,022単位
<u>v 要介護 5</u> b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	1,010年区	b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
- 1	803単位	i 要介護 1	815単位
<u>i 要介護 1</u>	870単位	ii 要介護 2	882単位
<u>ii 要介護 2</u> iii 要介護 3	938単位		950単位

iv 要介護 4	1, 005単位
v 要介護 5	1,072単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施	设サービス費 (1日につき)
(-) 旧措置入所者介護福祉,	布設サービス費
a 旧措置入所者介護福	业施設サービス費(I)
<u>i 要介護 1</u>	577単位
ji 要介護2又は要介	養3 687単位
<u>iii 要介護 4 又は要介</u>	獲5 824単位
b 旧措置入所者介護福福	业施設サービス費(Ⅱ)
i 要介護 1	639単位
ji 要介護 2 又は要介	獲3 749単位
<u>iii 要介護 4 又は要介</u>	
二 小規模旧措置入所者介護	獲福祉施設サービス費
	介護福祉施設サービス費(I)
<u>i 要介護 1</u>	741単位
i 要介護2又は要介	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
jii 要介護 4 又は要介	
	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
i 要介護 1	803単位
ji 要介護 2 又は要介	
<u>iii 要介護 4 又は要介</u>	
	业施設における介護福祉施設サービス
(1) ユニット型介護福祉施設・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
一) ユニット型介護福祉施	
a ユニット型介護福祉	- 1
<u>i 要介護 1</u>	657単位
<u>ii 要介護 2</u>	728単位
iii 要介護 3	798単位
iv 要介護 4	869単位
v 要介護 5	929単位
b ユニット型介護福祉	
<u>i 要介護 1</u>	657単位
<u>ii 要介護 2</u>	728単位
iii 要介護 3	798単位
iv 要介護 4	869単位
	•

		iv	<u> </u>	要介	護 4		,017単位
					護5		, 084単位
(2)	旧	措计	置	入所	者介	護福祉施設サービス費 (1日につき)	ļ
(-)		旧	昔	置入	所者:	介護福祉施設サービス費	
	а	1	日	措置	入所:	者介護福祉施設サービス費(I)	
		<u>i</u>	3	<u>要介</u>	護 1		589単位
		<u>ii</u>	3	要介	護2	又は要介護3	699単位
						又は要介護 5	836単位
	b		日	措置	入所	者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
		i		要介	護1		651単位
		<u>ii</u>		要介	護2	又は要介護 3	761単位
		<u>iii</u>				又は要介護 5	898単位
(=)						入所者介護福祉施設サービス費	
	а		小	規模	旧措	置入所者介護福祉施設サービス費(I)]
		<u>i</u>	- 3	要介	護1		753単位
					110,7	又は要介護3	857単位
						又は要介護 5	988単位
	b	,	小	規模	旧措	置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
		<u>i</u>			·護1		815単位
		<u>ii</u>	_]	要介	護2	7 (10· <u>A</u>)	919単位
		<u>iii</u>					, 050単位
						護老人福祉施設における介護福祉施設サ	ナービス
						福祉施設サービス費(1日につき)	
(-)						護福祉施設サービス費	
	а		ユ.	ニッ	ト型	介護福祉施設サービス費(I)	
		<u>i</u>	<u> </u>	要介	.護1		669単位
					護 2		740単位
					護3		810単位
		_			護4		881単位
		<u>v</u>			護 5		941単位
	b			-		介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	0002411
		<u>i</u>			護1		669単位
		<u>ii</u>			護2		740単位
		<u>iii</u>			護3		810単位
		iv	_]	要介	護 4		881単位

v 要介護 5	929単位
(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	808単位
ii 要介護 2	875単位
iii 要介護 3	943単位
iv 要介護 4	1,010単位
 ∨ 要介護 5	1,077単位
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1	808単位
ii 要介護 2	875単位
iii 要介護 3	943単位
iv 要介護 4	1,010単位
v 要介護 5	1,077単位
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(1日につき
)	
(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス	費(I)
i 要介護 1	657単位
ii 要介護2又は要介護3	757単位
iii 要介護4又は要介護5	894単位
b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス	費(Ⅱ)
i 要介護 1	657単位
ii 要介護2又は要介護3	757単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	894単位
🗅 ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サー	ビス費
a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サ	ービス費(I
)	
i 要介護 1	808単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	912単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,043単位
b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サ	ービス費(Ⅱ
)	
i 要介護 1	808単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	912単位

v 要介護 5	941単位
(二) ユニット型小規模介護福祉施設サ	ービス費
a ユニット型小規模介護福祉施設	
i 要介護 1	820単位
ii 要介護 2	887単位
iii 要介護 3	955単位
iv 要介護 4	1,022単位
v 要介護 5	1,089単位
b ユニット型小規模介護福祉施設	
i 要介護 1	820単位
ji 要介護 2	887単位
iii 要介護 3	955単位
iv 要介護 4	1,022単位
v 要介護 5	1,089単位
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉	施設サービス費(1日につき
)	
(-) ユニット型旧措置入所者介護福祉	
a ユニット型旧措置入所者介護福	T I
<u>i 要介護 1</u>	669単位
ji 要介護2又は要介護3	769単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	906単位
b ユニット型旧措置入所者介護福	
i 要介護 1	669単位
ji 要介護 2 又は要介護 3	769単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	906単位
(二) ユニット型小規模旧措置入所者が	
a ユニット型小規模旧措置入所者	5 介護福祉施設サービ <i>人</i> 賞(1
)	820単位
i 要介護 1	924単位
ji 要介護2又は要介護3	1,055単位
<u>iii 要介護4又は要介護5</u> b ユニット型小規模旧措置入所も	
	ョル設備作品のリーレク質(エ
) : 西人群 1	820単位
j 要介護 1	924単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	コムキ 世

- 注1 イ(1)及び口(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基 準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員 の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届 け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123 号。以下「法」という。) 第48条第1項第1号に規定する指定 介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福 祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスを いう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号) 第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者 」という。)に対して行われるものを除く。)を行った場合に 、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基 準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、そ れぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の 勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分 の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護 職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若 しくは介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専 門員をいう。以下同じ。)の員数が別に厚生労働大臣が定める 基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによ り算定する。
 - 2 イ(2)及び口(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道福祉施設において、指定介護福祉施設において、指定介護福祉施設において、指定介護福祉施設において、指定介護福祉を行われるものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分の別に厚生労働大臣が定める基準に関する基準を満たさない場合は、所を関する基準を満たさない場合は、所を関する基準を満たさない場合は、所を関する基準を満たさない場合は、所を関する基準を満たさない場合は、所を関する基準を満たさない場合は、所を関する基準を満たさない場合は、所を関する基準に対して、ないの100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数では介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
 - 3 口について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさな

- 注1 イ(1)及び口(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基 準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員 の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届 け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123 号。以下「法」という。) 第48条第1項第1号に規定する指定 介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福 祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスを いう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号) 第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者 」という。)に対して行われるものを除く。)を行った場合に 、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基 準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、そ れぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の 勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分 の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護 職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若 しくは介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専 門員をいう。以下同じ。)の員数が別に厚生労働大臣が定める 基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによ り算定する。
 - 2 イ(2)及び口(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に出け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉を行われるものに限る。)を行って場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣がに登める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度を当る。ただし、当該を関する基準を満たさない場合は、所定単位数を算定する。なお、入所者のりの97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
 - 3 口について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさな

1.043単位

- い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、 重度化対応加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

- 6 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 7 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッ

- い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1日につき22 単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、 当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

() = = = = = = = = = = = = = = = = = =	6単位
(1) 看護体制加算(I)イ	
(2) 看護体制加算(I)口	4 単位
(3) 看護体制加算(Ⅱ)イ	13単位
(4) 看護体制加算(Ⅱ)口	8 単位
17/ 'B DT PT W1/2 7T \	

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1)	夜勤職員配置加算(I)イ	22単位
(2)	夜勤職員配置加算(I)口	13単位
(3)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27単位
(A)	夜勤職員配置加算(II)口	18単位
17/	又到 4版 54 日 D D 27 5 1 1 2 2	

- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッ

サージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(平成11年享生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法に表定で表別場合では、10で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとにて、機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

- 8 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき20単位を所定単位数に加算する。
- 9 認知症(法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護 老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しく

- サージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法に存取を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者でとに行護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者に個別機能訓練計画を作成し、出該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性 認知症入所者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2 条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第 3項に規定する要介護者となった入所者をいう。以下同じ。) に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合には、若年性 認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数 に加算する。
- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症(法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護 老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な 療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単 位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しく

- 11 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 12 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定する。
- 13 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定する。
 - イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師

- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師

- 42 -

が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入 所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への 入所が必要であると医師が判断した者

ハ 初期加算

30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算 として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又 は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合 も、同様とする。

二 退所時等相談援助加算

(1) 退所前後訪問相談援助加算

460単位

(2) 退所時相談援助加算

400単位

(3) 退所前連携加算

500単位

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (2)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家

が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内 であるもの

- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入 所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への 入所が必要であると医師が判断した者

ハ 初期加算

30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算 として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又 は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合 も、同様とする。

二 退所時等相談援助加算

(1) 退所前後訪問相談援助加算

460単位

(2) 退所時相談援助加算

400単位

(3) 退所前連携加算

500単位

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (2)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家

族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該 入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が開き希望する指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)に対して事該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文と、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文と、当該入所者の同意を得て、当該和方の介護状況を示す文と、当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスとは地域密着型サービスの関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

木 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算

12単位

(2) 栄養士配置加算

10単位

- 注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、
 - 1日につき所定単位数を加算する。
 - イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であること。
 - 2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと

族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該 入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用を超って当該入所者の退所に先立って当該入所者の退所と立って当該入所者の退所を発生する指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を表して当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスのよりでは、当該を提供し、から、当該指定居宅介護支援事業利に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。